

令和6年12月定例会 自然再生・循環社会対策特別委員会の概要

日時 令和6年12月18日（水） 開会 午前10時
閉会 午前11時27分

場所 第5委員会室

出席委員 浅井明委員長

飯塚俊彦副委員長

森伊久磨委員、保谷武委員、杉田茂実委員、逢澤圭一郎委員、

荒木裕介委員、小谷野五雄委員、小森克己委員、細川威委員、

蒲生徳明委員、平松大佑委員、江原くみ子委員

説明者 [環境部]

石井貴司環境部長、横内ゆり環境未来局長、竹内康樹環境部副部長、

鈴木健一環境政策課長、山井毅温暖化対策課長、

浪江美穂エネルギー環境課長、小ノ澤忠義大気環境課長、

堀口郁子水環境課長、宮原正行産業廃棄物指導課長、

尾崎範子資源循環推進課長、高橋和宏みどり自然課長

[産業労働部]

坂入康昭産業創造課長

会議に付した事件

資源循環社会づくりについて

小谷野委員

それでは廃棄物の処理の関係で少し質問させていただく。うちの地元で車の処理をしている外国の人についてだが、オイルとかそういうものは全部垂れ流しており、周りが田んぼだったため、田んぼに油が出てしまい稲が作れないような状況だった。大変担当の方に、良くしていただいて、私も何度か行ったが、何度かあった人だと顔が分かる。何度も行っただが、どうにか撤退してくれて本当によかった、感謝する。近隣の住民に対しても、ほっとしているというか、その時一番困ったのは、一軒家を借りてしまっていた。それでその周りで全部やっているのだから、それに20人ぐらい住んでしまっているから、非常に防犯上もちょっと怖い状況だったのだが、今日今説明を受けて、いろいろ検査とかいろいろ立入り検査をしていただいたりして、よくやっていただいているなど、感謝する。そしてちょっと家の解体とかそういうのを少し多いので、いろいろ解体にもいろいろ気を遣うのだろうが、それでこの悪い業者というか、そういうのは営業停止にはできているのか。

産業廃棄物指導課長

ただいまご質問があった家屋解体業者、悪い業者に対してどういう対応するかということだが、廃棄物処理の関係で私ども立入りをするものであるから、廃棄物の処理の中で、違反行為があった場合には、廃棄物処理法上の処分というのができる。

例えば、解体工事元請け業者が存在し、元請業者の下請け業者が入っている場合が多い。下請け業者の場合、まず廃棄物処理法でいう収集運搬業の許可を持っていないと、基本的には解体工事をして他人のごみを運ぶことができない。したがって、その収集運搬業の許可を持っているかどうかを確認するとともに、その収集運搬が適正な処理をされているかどうかを確認する。その中で、違反行為があった場合には、まず指導が始まるが、本当に悪質な場合には当然取消しに至る可能性がある。

小谷野委員

大体の解体業者には外国人の方が多い。1人ぐらい日本人がいて、あとはみんな外国人である。ああいうのは就労ビザを取得しているのか不明だが、その辺の働いている人たちのところまでは入ることはないのか。

産業廃棄物指導課長

廃棄物処理法上の立入りを私どもは行うことになっており、廃棄物処理法を正しく施行する中で、可能な立入検査の範囲である。その中では、外国人の身元までをきちっと確認するところまでは踏み込めないのが実情である。

小谷野委員

そうしたら踏み込めるように誰か一緒に連れていった方が良いのではないかと。

産業廃棄物指導課長

委員御指摘のように、踏み込めるようにすべきではないかという声は多数聞く。実は警察と連携して立入りすることもある。そういった中では、私どもは廃棄物処理法上の立入検査しかできないが、警察がそういったところを確認することがある。

森委員

- 1 1のサーキュラーエコノミー、循環経済の推進の中の(2)具体的な取組のうちの②、埼玉県SDGs官民連携プラットフォームサーキュラーエコノミー推進分科会のこのレアメタルの件について伺います。ちょうど今年の6月に東大が調査結果を出し、日本の排他的経済水域の南鳥島海域に2.3億トン、国内の生産量75年分で世界3位のレアメタルを含むマンガンジュールが埋蔵されていると、将来日本は資源大国になる可能性があるという夢のある報道があった。今回これについて、レアメタルの再資源化回収で実証実験等々を行っているということだが、先ほどまだ回収量が少ないということであった。今後、埼玉県全域でどのぐらいの量を再資源化する予定なのか。コスト的に見合わないような、夢のある話が片方である一方で、こちらはコストが悪い気がしてならないが、今後埼玉県全域でどのぐらいの量を予定しているのかをお伺いする。
- 2 リーディングモデル事業の構築ということだが、4種類の補助制度による企業支援ということで、合計20件が採択されたというのは分かったが、この4種類それぞれどのぐらいの申請件数と採択件数であったのか、またその補助金額はそれぞれどのぐらいであったのか。そして、このリーディングモデル事業を推進したことで今後どのようにこれを展開していくのかを伺う。

資源循環推進課長

- 1 レアメタルの関係であるが、今後埼玉県としてどれぐらいの量を再資源化していくのかという質問である。実は先ほどなかなか回収が進んでいないという話をさせていただいたが、国の調査によると、全体、つまり国全体で回収できているのが、令和3年度の環境省の報告書によると回収率が5%程度ということで推計されている。埼玉県でどれぐらいのレアメタルを回収するのかということであるが、レアメタルの回収の実証実験は昨年度から実施しているものであり、昨年度は狭山市及び上尾市で、2か月間程度保管している電池や内蔵製品を約0.5トン回収したところである。そのコストパフォーマンスのところについては、委員御指摘の通り、まだ量は少ないので、今後企業と連携して回収していくかについては、企業のボランティアではなく、経済合理性のある形で回収に参加していただきたいと思う。そのため、ここは大きな課題であるが、資源は有限であるため、可能な限り循環して使っていくことは非常に重要であると考えます。今後、埼玉県でどうしていくかということについては、県全域に広げてこのモデルを構築していきたいと思う。まだどれぐらいの量がということについては、今、正に実証実験で、どれぐらいの量が排出されているのか、どれぐらいの量が市町村のごみ処理施設に集まっているのかなどについては、現在調査中である。そういったことも踏まえながら、今後どうやって全県に広げていくのかについて検討をしっかりとしたいと思う。
- 2 まず、補助事業をどのように展開していくのかということについて先にお答えする。現在、補助事業で採択したリーディングモデルとして県のホームページで補助事業者のビジネスプランを紹介しているほか、彩の国ビジネスアリーナや埼玉県サーキュラーエコノミー推進分科会など様々な機会を発信している。また、今後事例集を作成し、市町村や商工団体などにも周知していくことで、こういった取組を展開して、サーキュラーエコノミーの取組を促していきたいと考えている。次に、補助制度の申請件数、採択件数、それから補助金額の質問のうち、資源循環推進課に係るものについてお答えする。まずサーキュラーエコノミー型ビジネスの創出の補助である。申請件数は令和6年度15件の申請があり、9件を採択した。補助金額は合計で6,322万3,000円である。続いて廃棄物処理業者に対する再資源化技術の高度化の補助であるが、申請件数が

8件の申請があり、5件を採択した。補助金額は合計で8,177万7,000円である。

産業創造課長

2 補助金の残りの二つの申請件数と補助金額をお答えする。まず、製品等のサーキュラーデザイン化の補助に関しては4件の申請があり、3件の採択という形になっており、補助金の交付合計額は6,000万円である。これは1件2,000万円の3件という形になっている。続いて、食のサーキュラーエコノミーの補助金についてであるが、こちらも4件申請があり、3件を採択している。こちらも1件2,000万円という補助金であったが、1件2,000万円かからない補助金があったため、補助合計額は5,860万円という形になっている。

森委員

先ほどレアメタルの方で、再資源化できる予定というのはまだ分からないと、ただ、いわゆるその火災、市町の処分場の火災防止にも寄与するという話であったが、実際これレアメタルの回収が不十分であったり、放置されていて火災が起きた事例というのがあったのか。

資源循環推進課長

市町村のごみ処理施設における火災発生の状況についてである。収集運搬車両やごみ処理施設において、モバイルバッテリーや電子タバコに内蔵されている使用済みのリチウムイオン電池が分別されずに不燃ごみなどに混入してしまうケースが見られている。令和6年5月に県で調査を行ったところ、48の市町村において、過去数年間でリチウムイオン電池が原因と思われる火災事故が発生した経験があるという回答を得た。中には復旧までに1年を要したケースもあった。

平松委員

- 1 ①のサーキュラーエコノミーの推進について伺う。大変、リニアからサーキュラーへということで重要な取組であると思って、期待もしているところである。その中で具体的な取組の①、県民への普及啓発に関してである。サーキュラーエコノミーを実現するためには、消費者の方々の意識変革そしてまた行動変容を促してライフスタイル自体を変革していくことが不可欠だというふうに思う。取組はされているが、その行動変容という意味では更に充実させていく必要があると考えているが、現状の考えをお聞かせいただきたい。
- 2 ②の企業への普及啓発・情報発信・マッチング支援であるが、先日エコプロダクツに行ってきた。そちらにサーキュラーエコノミー推進センター埼玉さんも出展をされていた。醤油麴の燻製材だとか、あるいは木製パレットのリユースであったり、資材として活用するという取組もされている企業さんに直接お話を聞いた。皆さん意欲的であり、大変期待を持るところである。その中で、そこでもされていたが、やはりその企業自体のビジネス展開方法そのものを変革していかなければいけないというところで折に触れて啓発はされていると思うが、現状どんな状況なのかということ、把握されているところをお聞きかせいただきたい。
- 3 ③のリーディングモデルの構築について、先ほど森委員からも質疑があったが、経費の支援等は行っていると確認させていただいた。当然、そういった会社を成長させてい

かなければならないというところで、将来的な資金調達や、様々な成長段階に応じた支援が必要になってくると思うが、その辺については県として、どこまでサポートするつもりなのかという点について確認をさせていただきたい。また、サーキュラーエコノミーも含めた循環型社会を確立させるためには、技術の開発が大変重要であると思う。先ほどリチウムイオンの話だったが、民間と連携して取り組んでいくという話があったと思うが、その技術の確立の取組について、重点的に考えている分野や県としてどこまで携わっていくのかという点について教えていただきたい。

- 4 サークュラーエコノミーを推進していく上で、庁内で連携していくことが不可欠であると考えている。現状、環境部と産業労働部で取組を進めていると思うが、今後これを発展させていく中で、どのような体制で進めていくのかについてお考えをお聞かせいただきたい。
- 5 ロードマップと、国のものと整合性を取りながら作成するという事になっていくと思うが、埼玉ならではのサーキュラーエコノミーの特徴をどのように持たせていくのかについてお考えをお聞かせいただきたい。

資源循環推進課長

- 1 委員御指摘のとおり、啓発は行っているが、まだまだ更に一生懸命やっていく必要があると感じている。特に消費の段階では、再生材を使った製品は一般的にバージン材を使った製品よりも値段が高くなることが多く、価格の点から消費者に選択していただきづらいという課題も持っている。このようなことから、例えば再生材を使ったことにより環境負荷が低くなったなど、環境的な価値を消費者に知ってもらうことが必要ではないかと思っている。私どもとしては、委員からもお話があったとおり浦和レッズとの取組や商業施設との取組によって普及啓発を進めているが、まだまだ充実させたいと思っているので、消費者に選択していただけるよう更に取組をしっかりと進めていきたいと考えている。
- 3 いずれの分野についても、資源を循環していくことは大変重要であると考えているが、令和6年8月に国の方では第5次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定された。この中では四つの素材について重点的に資源循環をしていくということが盛り込まれており、その四つの素材、プラスチック、廃油、バイオマス、それからベースメタル・レアメタル、建設材料が国の中で挙げられている。この中でも、特に今、私どもの方では再生できない枯渇性の資源であるプラスチックやリチウムイオン電池、先ほどのレアメタルなどについては、環境部としても重点的に取り組んでいるところである。
- 4 県庁内では産業労働部などとしてしっかりと連携をし、サーキュラーエコノミーの取組を進めている。またサーキュラーエコノミー推進センター埼玉や研究機関である環境科学国際センターなどの研究機関とも連携して進めている。例えば、定期的な打合せを行ったり、事業者との打ち合わせに研究機関の職員も一緒に対応してもらうなどの取組も行っている。また外部としては、先ほど申し上げた埼玉県SDGs官民連携プラットフォームのサーキュラーエコノミー推進分科会などを通じて、会員企業や市町村と連携をしっかりとし、全県でサーキュラーエコノミーを推進していく体制を整えていきたいと考えている。
- 5 国の方では、令和6年8月に第5次循環型社会形成推進基本計画が策定されており、この中でサーキュラーエコノミーが国家戦略として位置付けられている。県の第9次廃棄物処理基本計画の期間が令和7年度までであるので、次期計画においては、その計画も踏まえ、埼玉県らしい特徴を活かしたサーキュラーエコノミーの施策や取組をしっかりと

りと盛り込んでいくように検討していきたいと考えている。

産業創造課長

- 2 企業への啓発に関しては、サーキュラーエコノミー推進センター埼玉で独自のセミナーを行っていたり、あとは経済団体、業界団体、また委員もいらっしやっていたいただいた展示会、そういったところでPRさせていただいているところである。例えばセミナーに関して申し上げると、この8月にはサーキュラーデザインに関するセミナーを開催させていただき、133名ほど参加者があった。また、11月には東京サーキュラーエコノミー推進センターと連携して2都県で連携したセミナー、また企業交流会を開催させていただき、これは88社参加があり、啓発を図ったところである。また業界団体では、一般財団法人の食品産業センターで講演を行ったり、委員がいらっしやっていたいただいたエコプロでも、1枠埼玉の取組を紹介するセミナーを設けて登壇させていただいた。このように様々な機会を活用しながら、今のところ啓発を積極的に行っているという状況である。
- 3 資金調達のサポートということであるが、サーキュラーエコノミー推進センター埼玉は金融機関とも連携をしている。資金調達に困っているという相談が来た場合には、金融機関におつなぎすることができるので、そのような形でサポートをしているという状況である。あとは技術開発の取組について、どのようなところが重点的かという点であるが、補助金にもあるとおり、今のところ重点的にやっているのは、サーキュラーデザインと食のサーキュラーエコノミーであり、産業労働部としてこの二つを重点的に取り組んでいる。サーキュラーデザインに関しては、やはりサーキュラーエコノミーは設計段階から再資源化を見据えた形で行わないとコストが下がっていかないということもあるので、そこを大元から変えていくことに重視している。食のサーキュラーエコノミーに関しては、食料品製造業の集積が埼玉県では高く、出荷額が全国第2位という状況である。そういった特性もあり、またサーキュラーエコノミーに関して積極的な業界という部分もあるので、そのような状況から重点的に取り組んでいる。

資源循環推進課長

- 3 技術開発については、廃棄物処理業者に対し補助金で支援をさせていただいている。これは廃棄物処理業者に対する再資源化技術の高度化の補助であり、再資源化設備を導入する経費に対して補助を行っている。廃棄物処理業者が質の高い再生材を製造するための技術開発や、処理技術を高度化して、より製造業が求めるような再生材を供給するための開発について、補助金で支援をさせていただいている。

平松委員

推進体制、庁内の連携についてである。いろいろお話を聞いたが、例えば、この中の①の県民の普及啓発というところで、こういった取組を更に充実させていくということと合わせて、やはり根本の環境教育については、教育局としっかり連携していかなければならないという話、あるいは下水道局の下水汚泥で肥料の原料を作るということで、クマムシくん1号などの取組も進めていて、庁内でしっかり他部局も含めてサーキュラーエコノミーをしっかりと推進していくというところの浸透をしっかりとやっていくということと、そういった意味での連携が必要になってくると思うのだが、これについて更に磨きどころがあると思う。その辺のお考えをお聞かせいただきたい。

資源循環推進課長

サーキュラーエコノミーを進めていく上では、本当に様々なところが連携をして、サーキュラーエコノミーを進めていくことが非常に大切である。委員お話しのとおり環境教育については、教育局の様々な知見を活用させていただくこともあろうかと思う。また、例えば、今予算を頂き寄居の環境整備センター内に埋立跡地を活用して資源循環農場や公園の整備のための予算を頂戴しているが、例えばそういったところで、下水道局のクマムシくんなんかの肥料の活用を検討するなど、様々な形でサーキュラーエコノミーを進めるために、関係部局としっかりと連携を図っていきたいと考えている。

保谷委員

- 1 3の特定再生資源屋外保管場の規制に関する条例制定後の対応についてお尋ねする。環境管理事務所における管内パトロールを実施していただいたということであるが、これはもう全件、全ヤードについてもパトロールを行ったのかどうか、そしてその結果についてどうであったのかお聞きする。
- 2 リアルの説明会はすでに4回完了していて、あとオンライン説明会については既に今見える状況であるが、こういった説明会、あとパンフレットを送付するといった活動で、事業者に対しての周知が十分に行われていると考えているかどうかお聞きしたい。
- 3 令和7年6月30日までの既存事業者の営業届を提出するというのは完了しそうであるかどうか、見込みをお聞かせいただきたい。
- 4 年内に開業した場合は、施行が1月1日なので、経過措置対象というふうになって一部の規制が適用されないというメリットがあるが、駆け込み開業のようなものがあるのかどうか、そういった状況についてお聞きしたい。

産業廃棄物指導課長

- 1 全ヤードに立入りするかどうかというところであるが、1,400事業者に対して、郵送でパンフレット等を送ったわけであるが、全事業者行ければよいが、実際には1,400社の中にはほぼ関係ないであろうなというところも含めて選定しているので、優先順位を決めて、明らかにここはヤードであろうというところから順次回っているところである。現状は、現時点では7環境管理事務所で457事業場、立入りに行っており、147事業場が条例の対象となるというふうに確認しているところである。状況であるが、保管の基準を満たしていないという事業場がほとんどであり、これはまだ規制がかかっていないので当然であるが、その保管の基準等が適用される6月30日までに、保管の高さ、あるいは保管場所の面積などが条例の基準に適合できるようにということで、条例の説明と加えてそういった指導をしているところである。
- 2 今説明会が4回終わった。実際にお越しいただいたのは213社である。それに加えて、オンラインの方でも今実施しているが、十分かどうかというところのお話であるが、十分といえるように私どもでも取り組んでいきたいというふうに考えている。できる限りのことは尽くしたいというふうに考えている。
- 3 6月30日までに営業届が全部出せるかというのは、これも説明が十分かどうかというところと同じような回答になってしまうが、皆さんがきちんと届出を出せるように、事務所でも取り組んでいるので、今後も尽くしていきたいというふうに考えている。
- 4 駆け込みがあるのかどうかというところであるが、現時点ではそういった情報はない。そういった動きがあれば市町村なども絡む話もあるだろうし、環境管理事務所も随時パトロールしているので、そういった動きがあるところには、パンフレット等を持って、

きちんと説明に行きたいというふうに考えている。

小森委員

- 1 埼玉県におけるサーキュラーエコノミーの経済規模、それから県のGDPに占める割合について教えてほしい。
- 2 補助制度であるが、経済効果や環境負荷の低減効果、あるいは雇用の創出効果など、補助金を出すことに対する費用対効果を見繕いながら採択を行っていく必要があると思うが、そこはどのように行っているかを教えてほしい。
- 3 県は5か年計画で、令和元年度から令和8年度にかけて一般廃棄物の最終処分量を、一人一日当たり34グラムから27グラムへ、産業廃棄物の最終処分量を193,000トンから148,000トンへ減らすことを目標に掲げている。廃棄物の適正処理等の取組について説明いただいたが、計画に対する足元の進捗状況について教えてほしい。

産業創造課長

- 1 経済規模や県内GDPに占める割合ということであるが、GDP等に関して、現在サーキュラーエコノミーというカテゴリで統計調査したものはないという状況であり、これは計れない状況になっている。なお、経済産業省が昨年3月に策定した成長志向型の資源自立経済戦略によると、これは全国レベルという形になるが、サーキュラーエコノミー関連の市場規模について、2020年には50兆円、2030年には80兆円、2050年には120兆円になると想定されている。
- 2 補助金に関して、費用対効果を測りながらやるべきだということであるが、一応補助申請書に、これをやることによってどれだけの売上げが立てられるかという見込みを記載していただき、それも加味しながら補助採択を行っているという状況である。

資源循環推進課長

- 2 補助事業の費用対効果を測るものとして、特に環境的な視点については、カーボンニュートラルやネイチャーポジティブに資する事業であるかどうかというところを要件とし、審査で加点を行うことで効果を測っている。
- 3 県の5か年計画などで指標となっている一般廃棄物の一人一日当たりの最終処分量であるが、令和元年度の34グラムだったものが、最新値の令和4年度では31グラムとなっている。令和8年度の目標値が一人当たり27グラムであるので、順調に削減が進んでいると考えている。その理由としては、県民の皆様の協力によりペットボトルなどのリサイクルの取組がしっかりと進んでいることや、市町村の焼却炉で発生する焼却灰やばい塵、一般的に埋め立てられることが多いが、そういったものを県内のセメント工場のセメント原料として再生利用する取組などにより、最終処分量が着実に減っていると考えている。

産業廃棄物指導課長

- 3 5か年計画を策定した令和元年度においては193,000トンであったのに対し、最新値では令和4年度が150,000トンである。5か年計画における令和4年度の目標値は154,000トンであるので、現状ではクリアしており、順調に推移していると考えている。

逢澤委員

先ほど野菜くずを無許可で処分した事業者に対して、受入れを停止するよう勧告したとあったが、具体的にどのような案件だったのか伺いたい。

産業廃棄物指導課長

本事案は、農地に野菜くずが野積みされ、悪臭や汚水が発生していると周辺住民から通報があり発覚したものである。この野菜くずは食料品製造業者から排出された産業廃棄物であり、野積みしていた者は排出者から野菜くずの処分費用を受け取って不適正に堆肥を製造していたものである。廃棄物処理法では、他者から産業廃棄物の処理を請け負うに当たって、産業廃棄物処理業の許可の取得が必要となるが、行為者は許可なく産業廃棄物の処理を請け負ったものである。これは法に反する無許可営業に該当するため、行為者に対して廃棄物の撤去と受け入れ停止を勧告した。あわせて、当該行為者に処分を依頼した排出事業者に対しても、産業廃棄物は適正に処分するようにと勧告を行った。勧告後は、行為者が廃棄物を適正に撤去し、処理したことを確認し、この事案は終了している。

逢澤委員

廃棄物を不適切に取り扱い、悪臭など周辺環境に影響が出ることはもちろんあってはならないことであり、法を守っていかなければならないのは当然のことである。しかし、一方でサーキュラーエコノミーの考え方として、野菜くず等は今後、産業廃棄物として捉えるのではなく、資源として取り扱うことが求められるというところもあるかと思うが、どのように捉えているか。

産業廃棄物指導課長

委員御指摘の通り、有効に活用できるものはサーキュラーエコノミーの一環として積極的に資源に取り入れるべきであり、資源として取り扱うべきと考える。廃棄物に該当するか否かについては、環境省から通知された行政処分の指針があり、そこではその物の性状、排出の状況、通常に取り扱い形態、取引価値の有無および占有者の意思といったところを総合的に勘案して判断すべきとされている。一般的には事業活動から排出された不要物について、処分費用を支払って他者に処分を依頼するものは、その不要物は産業廃棄物と判断される。しかしながら、産業廃棄物である野菜くずを許可を受けた産業廃棄物処理業者が堆肥化して製品として農地で使用することも可能である。こうした適正な手続の下に産業廃棄物として扱われるものであったり、適正な処理が手続が取られれば、産業廃棄物として取り扱うものであっても、サーキュラーエコノミーの推進に寄与できると考えている。また、引き受ける側が製品の原料等として必要とするものについては、一般的に有償で取引されることがある。野菜くずにおいても、堆肥や飼料等を製造するにあたって、原料として一定の品質を保ち、計画的に排出されるものについては、利用者側が有償で引き取っている事例がある。県としては、環境省の通知に沿って、個別事案ごとに総合的な判断の下、適正な処理がされるように、事業者からの相談や指導を進めていきたいと考えている。

逢澤委員

実は今年度予算で、環境整備センター埋立処分場の跡地の一部を食品の循環利用などサーキュラーエコノミーを体験できる農場として整備するための予算が計上されている。こちらについては、資源循環に係る先端技術を活用した循環農場モデルとして広く発信普及を図っていくと本会議で御答弁されているところであるが、産業廃棄物として扱われる野

菜くずの減少につながっていくものなのかお答えいただきたい。

資源循環推進課長

環境整備センターに整備を予定している農場であるが、環境整備センターに立地している廃棄物処理業者などの先端的な技術を活用し、地域の食品工場や学校給食から発生する野菜くずや食品残渣など、廃棄物として扱われる性状のものを質の高い堆肥などに加工して再資源化し、野菜の育成に使っていくことを基本的に想定している。こうした取組を発信することにより、産業廃棄物として扱われる野菜くずであっても、再資源化して活用することを普及し、単に処分される野菜くずの減少につなげていきたいと考えている。

細川委員

- 1 まず、初めにサーキュラーエコノミーという言葉自体についてだが、今回の資料にもサーキュラーエコノミーと書いてあり、括弧で循環経済と書いてある。正直、この循環経済というのを見ると、県が進めている事業や施策について非常にイメージしやすいが、やはりこのサーキュラーエコノミーという言葉自体に正直ピンと来ていない県民の方も多いのではないかと思う。やはり言葉の意味が分からないと、円滑に普及や啓発につながりにくいと思っている。8月の資料を見ると、県内の県民のサーキュラーエコノミーの認知度が14%で、事業者の方が16%となっている。現状、このような認知度を県としてどのように分析や評価しているかを聞きたい。また、SDGsという言葉が出てきたときは何だろうという思いがあったが、ニュースや報道等でこの言葉がよく聞くようになり、今はSDGsも市民権を得ていると思う。そこで、このサーキュラーエコノミーという言葉自体を周知するために、どのような活動や取組をされているのかを伺いたい。
- 2 今回の資料1ページの具体的な取組の中の相談マッチングの部分であるが、この相談マッチングはサーキュラーエコノミーの肝だと思っている。ある企業の不要になったものと他の企業の不要になったものを合わせて、価値のあるものを創造するということが、非常に大事だと思う。今回の資料では606件中、マッチングは61件となっているが、マッチングしやすい傾向があれば教えていただきたい。また、今回の資料にも事例が出ているが、ほかに主なマッチングでできた成果物があれば教えていただきたい。

資源循環推進課長

- 1 今年度の県民サポーターアンケートにおいて、サーキュラーエコノミーの言葉も意味も知っている県民の割合は14%で、令和5年度が12.1%だったため、微増しているが、まだまだ言葉としての認知度は高くないと認識している。認知度向上に向けて、資料に示されているように、浦和レッズや県内の商業施設と連携して啓発の取組を行っている。その際、サーキュラーエコノミーという言葉と併せて、県民に身近な資源循環という言葉や、アップサイクルといったわかりやすい言葉も含めて、サーキュラーエコノミーという言葉で啓発し、実際に県民が行動に移しやすいように啓発を行っている。

産業創造課長

- 1 企業側、産業側の認知度についてであるが、まだまだ低いというのが正直な感想である。先ほどの答弁と重複するが、現在、一生懸命センターでセミナーを打ったり、金融機関や経済団体、業界団体と連携して啓発を行っているところである。産業側としてはサーキュラーエコノミーが形だけのものにならないように、サーキュラーエコノミー自

体の仕組みも理解していただかなければならないと思っている。そのため、そういった部分も含めて現在啓発を図っている状況である。

- 2 マッチングしやすい傾向があるのかということであるが、まず相談606件の内訳から説明する。その中でマッチングに関するものが約4割となっている。マッチング以外にも情報提供や、詳しい情報が欲しいという相談も多くあるので、マッチング自体は606件のうちの4割がマッチングに関する相談で、その中でマッチングできたものが61件となっている。この61件の中身を見てみると、約半数近くが食に関するものである。食に関するサーキュラーエコノミーである。こちらも先ほどの答弁と重複するが、食品製造業が埼玉県にかなり集積しており、取り組みやすい。食品製造業自体もサーキュラーエコノミーに積極的で、廃棄物をなるべく減らしたいという願望があるので、積極的な業界である。そういったところが要因で、食に関するマッチングがしやすい傾向になっているのだと思う。また、具体的な成果については、例えば、惣菜の製造工場と昆布・海藻を扱っている会社をマッチングしたことがある。これはどういうニーズだったかと申し上げると、惣菜工場から出る食品、野菜残さなどをどうにかできないかというニーズがまずある。昆布・海藻をやっている業者は乾燥技術を持っている。その食品残さを乾燥させて食品パウダーを作り、新しい調味料を作るというマッチング事例がある。また、お菓子の工場と堆肥化できる廃棄物処理業者のマッチングもある。お菓子で出た不良品をそのまま捨てるのはもったいないということもあり、廃棄物でコストもかかる。これを箱も袋もお菓子も分別して、それぞれの再資源化に回す。お菓子に関しては堆肥化するという形で再資源化していくというマッチング事例がある。

荒木委員

- 1 今の細川委員の御質問の回答にもあって、規格外のサツマイモの川越紅赤芋みつの販売ということであるが、これ以外の事例についてもお話しいただいた。マッチングが61件のうち、どれくらい製品化に至った数や割合について、感覚として教えていただきたいと思う。
- 2 廃棄物の適正処理に係る取組の中で、行政処分ということで明記がある。行政処分の中で一番厳しいとされる許可の取消しについては、昨年度17件である。主なその処分理由を見てみると、ばらつきがあり、罰金刑確定や懲役刑確定があるが、この許可取消に至るまでの理由について、その刑の内容によって取消しの処分がされるのかどうかについてお尋ねしたい。

産業創造課長

- 1 マッチングした、サーキュラーエコノミーでマッチングした事例の中でどのぐらい事業化されているかということであるが、今まで61件のマッチングの中で製品化に至った事例は6件、現在試作を進めている段階のものが10件ある。企業マッチングにおいては、サーキュラーエコノミーに限らず全ての業種でマッチングしてから事業化まで数年かかるのが一般的である。サーキュラーエコノミー自体のマッチングは昨年度から始めたものであり、まあまあスピードで進んでいると評価している。

産業廃棄物指導課長

- 2 昨年は17件の取消しをしているわけであるが、廃棄物処理法の中に欠格要件というのがある。その欠格要件に該当すると取り消すことになる。例えば事例として、こちらにも挙げてあるが、野外焼却や不法投棄などの廃棄物処理法そのものの違反、あるいは

先ほどお話があったように、役員等の他法令での違反、これについて禁錮以上の刑を受けた場合、または会社自体が破産手続に入った場合なども、欠格要件に該当する。そのような要件に該当したときに、取消処分となる。これについては、特に収集運搬業者が多い。収集運搬業者は、廃棄物を乗せる都道府県と降ろす都道府県それぞれの許可を取る必要がある。例えば埼玉県で違反行為や欠格要件が判明しなくても、他県において取消しがされた場合にはその連鎖として、本県でも取消しをすることもある。

荒木委員

この刑が確定したことによって、つまり懲役刑なども含めて刑が確定したことによって、そういう情報は行政が知り得るものなのかどうか、共有されるものなのかどうか。また、先ほど役員等とおっしゃったが、役員以外にどこまでそれが欠格要件に該当するかについてお聞かせ願いたい。

産業廃棄物指導課長

役員等の「等」についてであるが、会社に対して意見を述べられるような株の保有をしている株主が該当する場合もある。情報の共有については、都道府県で共有するような形が取られている。